

犯罪被害者等支援

メニューリスト

新 庄 村

支援メニュー・対応窓口

新庄村

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている 庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	総務企画課 TEL 0867-56-2626
--	---------------------------

2 国民健康保険

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 高額療養費の支給	世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	住民福祉課 TEL 0867-56-2646
(2) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	第三者行為（交通事故、闘争等）を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	住民福祉課 TEL 0867-56-2646
(3) 国民健康保険料の減免	国民健康保険料の納付が困難となった場合など、状況に応じた減免の相談に応じます。	住民福祉課 TEL 0867-56-2646

3 年金

相談内容	制度・サービスの内容	窓口
(1) 遺族基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなった場合、亡くなった方が生計を維持していた配偶者や子に支給します。	住民福祉課 TEL 0867-56-2646
(2) 障害基礎年金 (国民年金)	国民年金加入中又は20歳前に病気やケガによって一定の障害が残った方に支給します。	住民福祉課 TEL 0867-56-2646
(3) 国民年金保険料の減免	国民年金保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	住民福祉課 TEL 0867-56-2646

4 税金

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 村税の納付相談	村税の納付が困難となった場合などに、納付相談に応じます。	総務企画課 T E L 0867-56-2626

5 住居・生活

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 住所情報の保護	D V、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、申出によって、住民票の写し等の交付等を制限できます。	総務企画課 T E L 000-000-0000
(2) 村営住宅への入居	犯罪被害により、従前の住居に居住し続けることが困難となった場合に、村営住宅への入居に関する相談に応じます。	産業建設課 T E L 0867-56-2628
(3) 生活困窮者自立相談	お金、仕事、住宅、生活に関することなど、専門の相談員が相談に応じ、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(4) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646

6 子育て

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 子育ての悩み相談	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(2) 母子・父子自立支援員への相談 【ひとり親家庭等の支援】	生活の問題や子育ての悩みなど、ひとり親家庭の方の生活の困りごとに関する相談に応じます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(3) 児童扶養手当 【ひとり親家庭等の支援】	父又は母と生計を同じくしていない児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(4) ひとり親家庭等医療費公費負担 【ひとり親家庭等の支援】	医療機関・薬局等の窓口健康保険証とひとり親家庭等医療費受給資格証を提示することで、ひとり親家庭等医療費助成制度の一部負担金で医療を受けることができます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(5) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付 【ひとり親家庭等の支援】	経済的自立、児童の就学等に必要な資金等、各種資金の貸付を行います。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(6) ショートステイ	様々な事情によりお子さんの養育が一時的に困難になった場合、児童養護施設等に宿泊し、生活援助を受けることができます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(7) ファミリー・サポート・センター	児童の預かり等の援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員となり、育児について助け合う会員組織で、援助を受けたい会員からの申込みに応じて、援助を行ってくれる会員を紹介します。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(8) 助産制度	経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦について、施設への入所により助産を受けていただきます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646

7 教育

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 教育相談	不登校やいじめ等、教育上の様々な問題の相談に応じます。	教育委員会 T E L 000-000-0000
(2) 就学援助	経済的理由により小中学校への就学が困難な児童及び生徒に対して、学用品費・医療費などの費用を援助します。	教育委員会 T E L 000-000-0000

8 障害

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 障害に関する相談	犯罪等の被害により障害が残った場合、相談に応じ必要な支援を行います。 (身体障害者手帳の交付、障害福祉サービス)	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(2) 特別障害者手当 (20歳以上) 障害児福祉手当 (20歳未満)	精神または身体に著しく重度の障害があるため、常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(3) 特別児童扶養手当	精神または身体に障害がある児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待や養護者の支援に関する相談に応じます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646

9 介護

相談内容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 高齢者の総合相談・支援	介護・福祉・医療などに関するさまざまな相談をお受けし、支援を行います。	新庄村地域包括支援センター T E L 0867-56-2646
(2) 介護保険料、介護保険サービス利用料の減免	介護保険料の納付が困難となった場合などに、相談に応じます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646

10 その他

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) こころの健康	こころの悩みや精神症状への対応について、相談に応じます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(2) D V相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646
(3) 医療に関する苦情や相談	市内の医療機関で受けた治療に関し、苦情や相談に応じます。	住民福祉課 T E L 0867-56-2646